

## 個人金融資産動向：2012年第4四半期

宮本 佐知子

## 要 約

1. 日本銀行2012年10～12月期「資金循環統計」によれば、2012年12月末の個人金融資産残高は、1,546兆7,085億円（前期比2.5%増、前年比3.1%増）となった。円安進展と株価上昇により、家計が保有する株式や投資信託が大きく増加したことが、家計全体の資産額を押し上げた。また、現金・預金残高も854兆円と過去最高額となり、個人金融資産に占める現金・預金の割合も55.2%と引き続き高水準となった。
2. 2012年10～12月期の各金融資産への個人資金純流出入の動きは次の通りである。第一に、預金については、特に流動性預金への流入基調が続いている。第二に、債券からは資金流出が続き、国債からも16期連続で資金が流出した。第三に、株式から資金が流出した一方、投資信託へは資金が流入した。第四に、対外証券投資と外貨預金へは資金が流入した。
3. 総じて、個人は現金・預金を選好する姿勢をまだ維持しているが、流動性預金の割合を一層高め、すぐに資金を動かせる形で滞留させている。リスクをとる場合には、リターンを求めて多様な資産間で資金を動かし選別投資を行っている。足下では、個人投資家の心理も改善し、個人資金の動きはますます活発になっていると見られ、今後の個人の資産選択における変化が注目される。
4. 平成25年度税制改正関連法案が成立した。今回の改正では、個人への直接的な影響額が大きい資産課税について、相続税強化と贈与税緩和によって贈与を通じた早期の世代間資産移転を促す内容であり、将来の相続による資産移転が一部前倒しされ、その影響が顕在化する時期も早まる可能性が高い点が注目される。本稿では「相続税・贈与税の見直し」と「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について税制改正大綱で示された概要をまとめた。
5. 特に「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」については、家計側と金融機関側でそれぞれ注目すべき点も多い。同措置は2015年末までの時限措置であるが、教育資金の確保に対する関心が高いことを踏まえ、今後は所得・資産階層を問わず少額からでも利用しやすい制度にするよう、制度設計上の工夫を重ねることが望まれよう。

## 日本銀行「資金循環統計」に見る個人金融資産動向

### 1. 個人金融資産残高の概況

2013年3月25日に発表された日本銀行2012年10～12月期「資金循環統計<sup>1</sup>」によれば、2012年12月末の個人金融資産残高は、1,546兆7,085億円（前期比2.5%増、前年比3.1%増）となった（図表1）。円安進展と株価上昇により、家計が保有する株式や投資信託が大きく増加したことが、家計全体の資産額を押し上げた形である。株式・出資金は前年比12.3%、投資信託は同13.3%の増加となった。また、現金・預金残高も854兆円と過去最高額となり、個人金融資産に占める現金・預金の割合も55.2%と引き続き高水準となった。

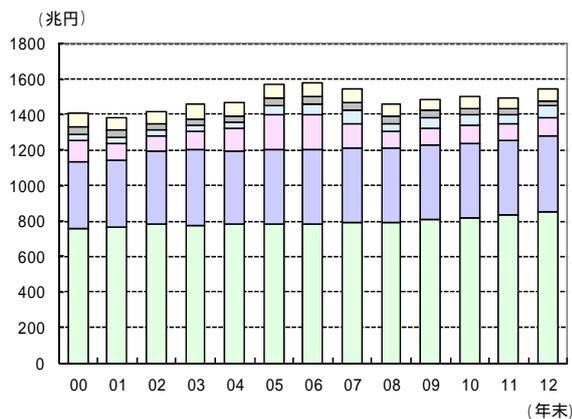
### 2. 各金融資産への個人資金流入の動向

図表2は、四半期ごとの主な金融資産への個人資金純流入の動きである。足下の特徴は次の通りである。

第一に、預金へは資金流入が続いている。預金の中でも特に、流動性預金への流入が基調として続いている。

第二に、債券からは資金流出が続いている。国債からは16期連続で資金が流出、多くは個人向け国債の償還に因るものと見られる。個人向け国債の販売は金利低下で伸び悩んでいる一方、今後の償還はこれまでの固定金利5年物に加えて変動金利10年物も2013年3

図表1 個人金融資産の残高と内訳



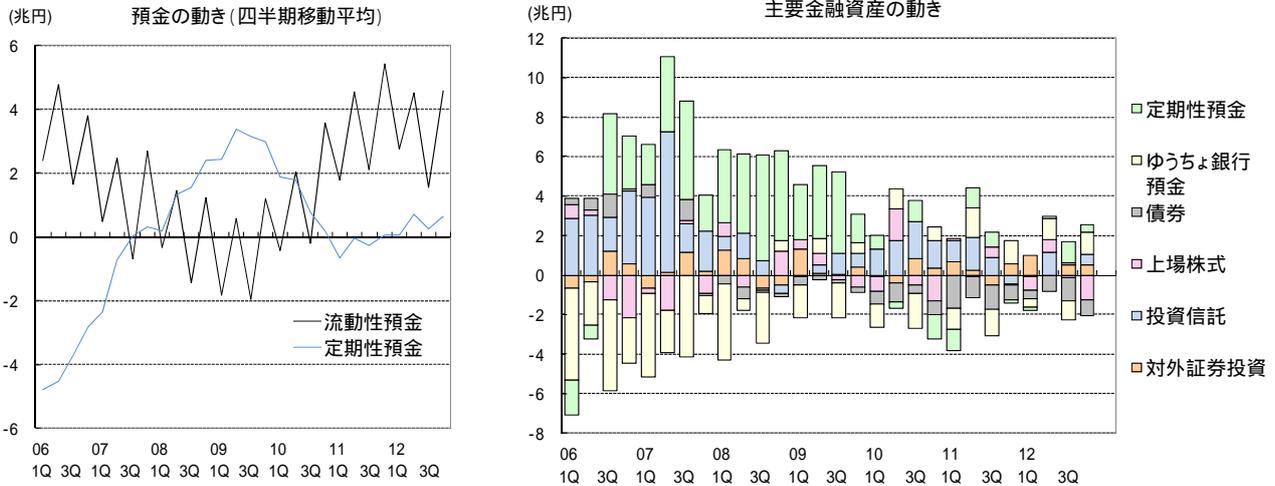
	2012.4Q	構成比	前年比
金融資産計 (兆円)	1547	100.0%	3.1%
(内訳)			
現金・預金	854	55.2%	2.0%
債券	32	2.1%	-9.3%
(国債)	24	1.6%	-14.0%
投資信託	61	4.0%	13.3%
株式・出資金	106	6.8%	12.3%
保険・年金準備金	429	27.7%	2.5%
その他	65	4.2%	6.7%

(注) 債券は株式以外の証券から投資信託を除いたもの。

(出所) 日本銀行「資金循環統計」より野村資本市場研究所作成

<sup>1</sup> 日銀の資金循環統計は毎年3月に改訂が行われており、今般の改訂では2001年1～3月期以降の四半期計数、ならびに2000年度以降の年度計数の遡及改訂が行われた。主に 公的・民間機関の分類、証券投資信託部門、海外部門による証券保有、対家計民間非営利団体部門において、見直しが行われた。

図表2 各金融資産への個人資金純流出入（四半期ベース）



(注) 左図の定期性預金にはゆうちょ銀行預金を含む。

(出所) 日本銀行「資金循環統計」、ゆうちょ銀行資料より野村資本市場研究所作成

月から始まる。この状況に対し財務省では、個人向け国債の販売方法を見直し、現在四半期ごとに発行している固定金利5年物と変動金利10年物を、毎月発行することを検討している<sup>2</sup>。個人向け国債の満期償還金の一部は、社債や投資信託等へ流れたと見られ、社債へは10期連続で資金流入が続いている。

第三に、株式からは資金が流出する一方、投資信託へは資金流入が続いた。これまでも株価上昇期には個人が株式を売却する動きが見られており、2012年10～12月期も個人による株式売却が進んだ。一方、投資信託については、販売額も解約額も高水準となる中で資金純流入が続き、流入対象も変化した。図表3の投資信託の資金純増額ランキングでは、REIT投資信託が引き続き上位を維持した一方、円安進行の下で豪ドル債投信からヘッジ付外債投信への資金シフトも目立った。また、2012年10～12月は新ファンドの大型設定も目立ち、野村證券は「野村高配当インフラ関連株プレミアム(通貨セレクトコース)」（野村アセットマネジメント）で800億円超、大和証券は「大和・グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)」（大和証券投資信託委託）で800億円近く、SMBC日興証券は「日興シティ・アメリカズ・ファンド」（日興アセットマネジメント）で2,000億円を募集期間中に販売した<sup>3</sup>。足下では投資信託への資金流入は一層増えていると見られ、投資信託協会の発表によると2013年2月の株式投資信託設定額は2007年6月以来の規模となり、解約・償還を差し引いた資金流出入額も4ヶ月ぶりにプラス(資金純流入)へと

<sup>2</sup> 財務省国債トップリテラー会議 平成25年3月12日資料3参照。

[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/meeting\\_of\\_jgbtr/proceedings/material/e250312d.pdf](http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/proceedings/material/e250312d.pdf)

<sup>3</sup> 「売れ筋投信調査 大手証券会社(2012年10月～12月/13年1月～)」『ファンド情報』2013年1月28日参照。

図表3 投資信託の資金純増額ランキング (2012年10月～2013年1月)

順位	2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月
1	フィデリティ・USリート・ファンド B(為替ヘッジなし)	エマーゼンゲ・ソプリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	野村高配当インフラ関連株プレミアム (通貨セレクトコース) 毎月分配型	野村高配当インフラ関連株プレミアム (通貨セレクトコース) 毎月分配型
2	米国リート・プレミアムファンド (毎月分配型) 通貨プレミアム・コース	フィデリティ・USリート・ファンド B(為替ヘッジなし)	エマーゼンゲ・ソプリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	日興グラビティ・アメリカズ・ファンド
3	エマーゼンゲ・ソプリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	野村高配当インフラ関連株プレミアム (通貨セレクトコース) 毎月分配型	米国リート・プレミアムファンド (毎月分配型) 通貨プレミアム・コース	エマーゼンゲ・ソプリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり
4	野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型	米国リート・プレミアムファンド (毎月分配型) 通貨プレミアム・コース	スマート・ストラテジー・ファンド (毎月決算型)	日興ビムコ・ハイインカム・ソプリン・ ファンド毎月分配型(トルコリラコース)
5	ニッセイオーストラリア高配当株 ファンド(毎月決算型)	三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	ビムコ・エマーゼンゲ・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	野村日本高配当株プレミアム (通貨セレクトコース) 毎月分配型
6	ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリターンズ - レアル(毎月)	ニッセイオーストラリア高配当株 ファンド(毎月決算型)	三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<レアル>(毎月分配型)	ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリターンズ - レアル(毎月)
7	三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	日興ビムコ・ハイインカム・ソプリン・ ファンド毎月分配型(トルコリラコース)	三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	JFザ・ジャパン
8	ビクテ新興国インカム株式ファンド (毎月決算型)	アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド 債券ファンド(ブラジルレアルコース)	ブラジル・ボンド・オープン (毎月決算型)	ダイワ高格付カナダドル債オープン (毎月分配型)
9	日興ビムコ・ハイインカム・ソプリン・ ファンド毎月分配型(トルコリラコース)	ビムコ・エマーゼンゲ・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	リソナアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルレアルコース	ニッセイJ-REITファンド (2ヵ月決算型)
10	ダイワ日本国債ファンド (毎月分配型)	三菱UFJ新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<レアル>(毎月分配型)	野村新興国債券投信Aコース (毎月分配型)	みずほUS/ハイ・イールドオープン Aコース(為替ヘッジあり)

(出所) R&amp;I 資料より野村資本市場研究所作成

転じた(図表4)。また、2012年末から個人投資家心理にも変化が見られており、野村證券が毎月実施している「ノムラ個人投資家サーベイ」によると、『ノムラ個人市場観指数』は2012年9～11月に低下したが同年12月に上昇へ転じた後、2013年1月に大幅上昇し、3月は2006年4月以来の高水準となっている<sup>4</sup>。

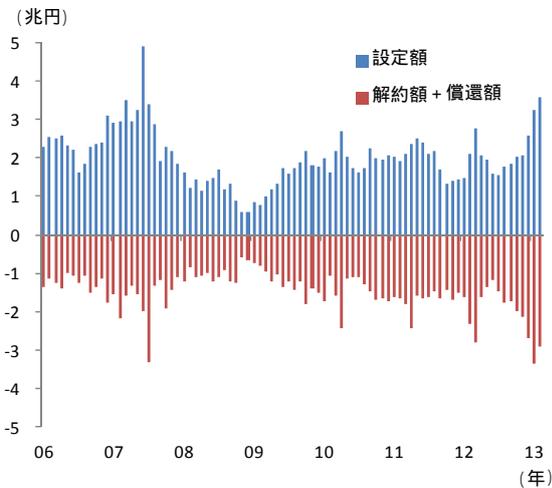
第四に、対外証券投資と外貨預金には資金が流入した。一段の円安を見込む個人が、取引を活発化させていると見られる<sup>5</sup>。ただし、2012年12月末時点での「家計の外貨建資産」(外貨預金と外貨建対外証券投資、外貨建投資信託の合計)は36.4兆円であり、個人金融資産総額に占める割合は2.4%と過去3年間ほぼ横ばいで推移している。

総じて2012年第4四半期は、個人は現金・預金を選好する姿勢をまだ維持しているが、流動性預金の割合を一層高め、必要な時にすぐに資金を動かせる形で滞留させている(図表5)。個人がリスクをとる場合には、リターンを得られる投資先を求めて多様な資産間で資金を動かし、選別的に投資する姿勢が続いている。2013年に入り足下では、個人投資家の心理も改善し、個人資金の動きはますます活発になっていると見られ、2013年1～3月期統計における個人の資産選択変化が注目される。

<sup>4</sup> サーベイ結果の株価見通しに対する見方をディフュージョンインデックス形式で指数化したもので、計算方法は次の通りである。(3ヶ月後の株価が上昇するとの回答数 - 3ヶ月後の株価が下落するとの回答数) ÷ 全回答者数 × 100。指数は - 100 から + 100 までの範囲で推移し、プラス幅が大きいほど個人投資家が市場に対して強気にみていると判断される。http://www.nomuraholdings.com/jp/news/nr/nsc/20130315/20130315.pdf 参照。

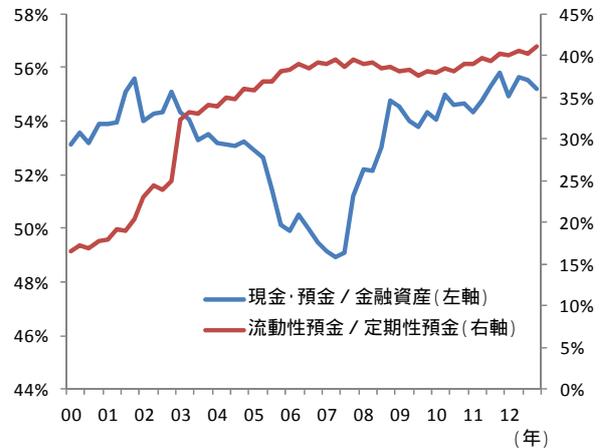
<sup>5</sup> 例えば「外為取引 円安で活気 個人、FX・外貨預金に資金」『日本経済新聞』2013年2月5日参照。

図表 4 株式投資信託への資金流入



(注) 解約額と償還額はマイナス表示とした。  
(出所) 投資信託協会統計より野村資本市場研究所作成

図表 5 個人金融資産における現金・預金の推移



(出所) 日本銀行「資金循環統計」より野村資本市場研究所作成

## 平成 25 年度税制改正における相続税・贈与税の見直し

2013 年 1 月 29 日に「平成 25 年度税制改正大綱」が公表された<sup>6</sup>。大綱の冒頭では「現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずる。また、社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等を講ずる。さらに、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。」と述べている。今回の改正による増減収見込額は、「資産課税」が 2,100 億円増税に対し、「法人課税」と「個人所得課税」は順に 3,320 億円、180 億円の減税で、全体の合計では 1,520 億円の減税となっており、中でも相続税の見直しに伴う増税額が大きいの(図表 6)。総じて今回の改正では、資産家を中心とする相続税強化と贈与税緩和・相続時精算課税制度の見直しにより、贈与を通じた早期の世代間資産移転を促す内容となっており、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が期間限定であることもあって、今後の相続による資産移転が前倒しされる可能性が高い点が、特に注目される。

以下では、個人金融資産動向にも大きく影響を及ぼすと見られる「相続税・贈与税の見直し」と、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について概要をまとめる<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 平成 25 年度税制改正大綱の詳細は [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_mokuji.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_mokuji.html)、概要は [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_gaiyou.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.html) を参照。

<sup>7</sup> 日本版 ISA については、宮本佐知子「個人金融資産動向：2012 年第 3 四半期」『野村資本市場クォーターリー』2013 年冬号 Web 版を参照。

図表 6 今回の税制改正による増減収見込額

平成25年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額(単位:億円)		
改正事項	平年度	初年度
<b>1. 個人所得課税</b>		
(1) 所得税の最高税率の見直し	590	-
(2) 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の拡充	60	-
(3) 住宅税制		
住宅ローン減税の拡充	570	-
認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の拡充	150	-
小計	720	-
(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の見直し	10	-
個人所得課税 計	180	-
<b>2. 資産課税</b>		
(1) 相続税・贈与税		
相続税の基礎控除の見直し	2,570	-
相続税の税率構造の見直し	210	-
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	130	-
未成年者控除及び障害者控除の引上げ	30	-
贈与税の税率構造の緩和	10	-
相続時精算課税制度の適用要件の見直し	110	-
事業承継税制の見直し	80	-
小計	2,420	-
(2) その他		
不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充	200	-
金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税の免税点引上げ	160	-
電子申請による登記に係る登録免許税の特例の見直し	40	40
小計	320	40
資産課税 計	2,100	40
<b>3. 法人課税</b>		
(1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創設	1,050	1,000
(2) 企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置の創設	1,050	630
(3) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の支援税制の創設	190	140
(4) 研究開発税制の拡充	580	450
(5) 環境関連投資促進税制の拡充	20	20
(6) 雇用促進税制の拡充	30	20
(7) 交際費等の損金不算入制度の見直し	350	110
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の特例積立率の見直し	20	20
(9) トン数標準税制の拡充	30	10
法人課税 計	3,320	2,400
<b>4. 納税環境整備</b>		
延滞税等の見直し	120	0
合計	1,520	2,360

(出所) 財務省「平成25年度税制改正(案)のポイント」

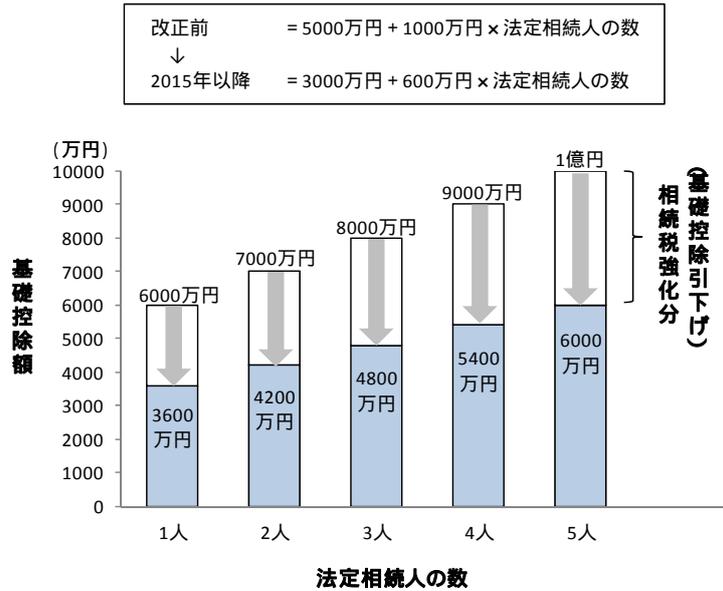
#### 1. 相続税・贈与税の見直し

相続税の基礎控除については、現行の「5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数」が「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数」に引き下げられ、相続税対象者を拡大する見直しが行われた(図表7)。

相続税と贈与税の税率と税率構造については、最高税率は共に引き上げられた一方で、税率構造は相続税が資産額の多い階層で強化され、贈与税は総じて緩和される方向で見直しが行われた（図表8）。

相続時精算課税制度については、贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引下げ、

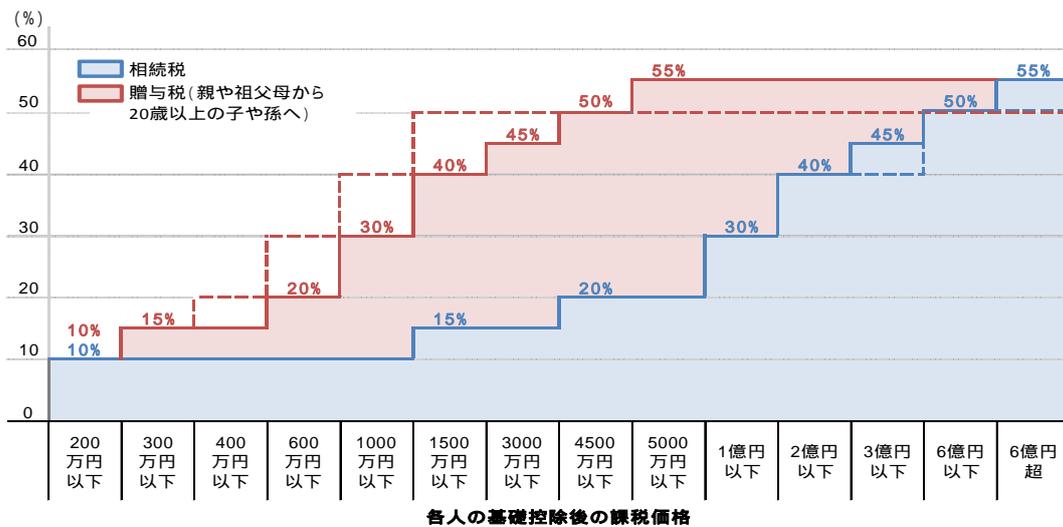
図表7 相続税の基礎控除の改正



(注) 法定相続人5人の場合までを图示した。

(出所)「平成25年度税制改正大綱」より野村資本市場研究所作成

図表8 相続税と贈与税の税率と税率構造の改正



(注) 実線が新税率、点線は旧税率を示す。

(出所)「平成25年度税制改正大綱」より野村資本市場研究所作成

図表 9 贈与税の暦年課税と相続時精算課税

項目	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	60歳以上の人
受贈者	制限なし	20歳以上の推定相続人・孫
非課税枠	年間110万円	特別控除額 最大2,500万円
税額	(受贈額 - 110万円) × 8段階の税率	(受贈額 - 特別控除額 <sup>(注)</sup> ) × 20%
申告	非課税枠内なら不要	非課税枠内でも必要
贈与税	贈与時に完了	贈与税が課される場合は納付し、相続時点で精算
相続税	相続開始前3年以内に贈与された財産を相続財産に加算	相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を相続財産に加算し精算

(注) 前年までに特別控除額を使用した場合、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となる。  
(出所)「平成 25 年度税制改正大綱」、国税庁資料より野村資本市場研究所作成

受贈者に孫を加える拡充措置がなされた。現行では贈与税については、暦年課税と相続時精算課税制度を選択できるが、今回の措置を整理すると図表 9 のようになる。

この他、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例については、居住用宅地の適用対象面積の上限を 330 m<sup>2</sup> (現行 240 m<sup>2</sup>) に拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地 (貸付事業除く) の完全併用を可能とする等の拡充がなされた。小規模宅地の評価については 2010 年 4 月から、相続した土地の一定割合を課税価格から減額できる「小規模宅地の特例」の適用が厳格化され、多くの地域で課税対象者が増えていたが、今回は緩和方向の措置がとられたことになる。

これらは、2015 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈・贈与について適用される。

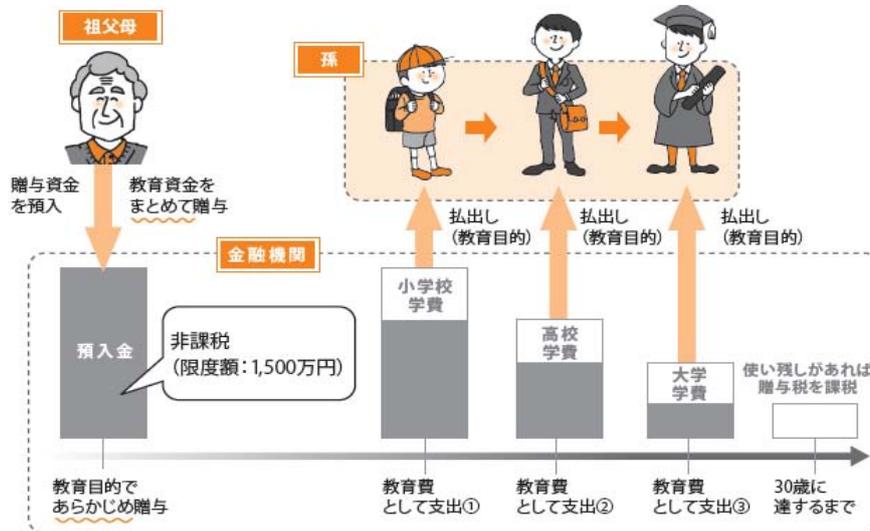
## 2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税については、受贈者 (30 歳未満の者に限る) の教育資金に充てるために、その直系尊属が金銭などを拠出し、金融機関に信託等をした場合には、受贈者 1 人につき 1,500 万円まで贈与税を課さないこととする措置が設けられた。

例えば祖父母 (贈与者) が、金融機関に子・孫 (受贈者) 名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円まで非課税となる。制度の流れは図表 10 の通りである。教育費の具体的な範囲は、学校などへの入学金や授業料、学校以外の塾や習い事の月謝等とし、学校以外の者に支払われるものについては 500 万円を限度とする。教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管する。受贈者が 30 歳に達する日に口座等は終了となるが、金融機関は当該書類と記録を、受贈者が 30 歳に達した日の翌年 3 月 15 日後 6 年を経過する日まで保存しなくてはならない。

この非課税措置は、2013 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までに限られる。

図表 10 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（案）制度の流れ



（出所）財務省「平成 25 年度税制改正（案）のポイント」

今回の教育資金贈与の措置への反応はどのようになるだろうか。家計側では、今回の措置を利用するにあたり、そもそも教育資金は都度払いであれば贈与税が課されないことや、使用を限定しない贈与には年間 110 万円の非課税枠があることを踏まえて、利用を検討することになる。子や孫の教育に関心を持つ祖父母は多いと見られ、今回の措置は 3 年間の時限措置でもあり、手元に一括で贈与する資金があって、相続税対策にも関心を持つ人を中心に利用されると見られる。実際にどのくらい利用されるかは、贈与者の資産額水準だけではなく、資産上の余裕に対する贈与者本人の主観的判断や、家計側における今回の措置の認知度、金融機関が提供する商品や手数料などにも影響されるだろうが、将来の相続資産の一部が前倒しで移転され、個人資産分布の変化も前倒しで顕在化することになると考えられる。

金融機関側では、既に似たような商品を取り扱っている信託銀行を除くと、商品設計だけでなく非課税要件の確認や書類保管などにおける負担感もあって、教育資金贈与の商品自体で収益を得られるか疑問視する見方もあり、取組みには温度差があると見られる。ただし金融機関にとっては、将来生じる相続資産移転の一部が今回の一連の措置によって前倒しされる可能性を踏まえ、相続税対策に関心を持つ富裕層を顧客化することや、家族情報を獲得し世代・地域をつなぐ取引を深化させていくことが、戦略上ますます重要になっている。また、この措置に対しては、富裕層でなくとも利用に関心を持つ人も少なくないと見られるが、その場合は贈与者本人の生活・資産計画を踏まえて、教育資金を贈与する余裕があるかを検討することになるだろう。そのため金融機関は、コンサルティングを通じた関係づくりのきっかけにも利用することができよう。

今回の措置は 2015 年未までの時限措置であるが、今後を考える上で注目される点は、「教育資金」に係る措置が、広く世間一般の耳目を集めている点である。わが国では、家計資産全体の 6 割を 60 歳代以上が保有しており、高齢者の保有する資産を有効活用し次世代の教育資金の早期確保を促すことは、大切な施策であろう。ただし高齢世代は、平均的には資産額が多いとはいえ、贈与希望額を既に準備できている人ばかりとは限らず、十分な贈与資金が現在手元にない人まで今回の措置で対応しきれていない。また、20～40 歳代の子育て世代の貯蓄目的を見ると、筆頭項目が「教育資金」であることから（図表 11）、祖父母世代だけでなく現役世代の貯蓄努力を後押しする措置も、求められているのではないだろうか。

そのため今後は、教育資金確保への関心が高いことを踏まえ、所得・資産階層を問わず少額からでも利用しやすい制度にするよう、制度設計上の工夫を重ねることが望まれよう。例えば米国やカナダでは、税制優遇措置が付された教育資金形成制度が広く普及しており<sup>8</sup>、わが国でも、教育資金を「贈与するため」だけでなく「育てるため」の措置は検討に値するのではないだろうか。また、制度を検討する上では、今回のような特定の時期のみを対象とするのではなく、家計が安心して利用できるようにするためにも、恒久的な制度に育てていくことも求められていよう。人口が減少しているわが国において人材を育成することが重要課題である点も踏まえると、このような議論を深めていくことが望まれよう。

図表 11 世代別の貯蓄目的

		病気や不 時の災害 への備え	こどもの教 育資金	こどもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世 帯 主 の 年 令 別	20歳代	51.4	62.9	2.9	40.0	28.6	14.3	27.1	1.4	2.9	18.6	2.9
	30歳代	55.7	66.5	4.0	28.1	32.4	17.6	19.0	4.0	2.3	24.4	3.7
	40歳代	58.4	64.7	5.3	12.2	51.3	17.9	10.1	3.4	3.6	20.8	4.2
	50歳代	65.6	31.2	11.6	14.4	67.3	14.9	12.1	4.8	4.5	18.8	4.6
	60歳代	74.1	2.8	7.8	12.7	82.7	13.9	16.2	8.1	5.4	23.4	2.9
	70歳以上	76.4	2.3	2.5	11.0	74.1	8.8	10.3	7.1	11.1	24.9	6.1
	合計	67.2	29.0	6.5	15.2	64.7	14.2	13.6	5.7	5.6	22.3	4.3

（注）貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3つまでの複数回答。

各世代で回答が最も多かったものにシャドウを付けている。

（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（平成 24 年）」より野村資本市場研究所作成

<sup>8</sup> 宮本佐知子「米国 529 プラン拡大の背景と教育資金税制優遇の意義」『野村資本市場クォーターリー』2012 年夏号、同「カナダで普及が進む教育資金形成制度 RESP」『野村資本市場クォーターリー』2013 年春号参照。